近時における明確性要件（特許法36条6項2号）の適用変遷と実務への影響分析

Gemini 3.8 Flash

1. 明確性要件の規範的枠組みと基本的実務基準

特許法36条6項柱書は、「第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。」と定め、同項2号は「特許を受けようとする発明が明確であること」を義務付けている[1]。明確性要件の違反は、出願時における拒絶理由（同法49条4号）を構成するのみならず、設定登録後における特許無効理由（同法123条1項4号）となる[1]。

さらに、訂正審判等においては、手続、訂正目的及び対象請求項に応じて、独立特許要件としても問題となる[1]。すなわち、訂正審判においては特許請求の範囲の減縮、誤記・誤訳の訂正を目的とする訂正について独立特許要件（同法126条7項）が課される一方、特許異議申立てにおける訂正では申立てがされていない請求項に係るものについて準用され（同法120条の5第9項・126条7項）、特許無効審判における訂正では無効審判の請求がされていない請求項に係るものについて準用される（同法134条の2第9項・126条7項）[1]。なお、特許異議申立て又は無効審判の対象となっている請求項については、独立特許要件の適用と、訂正後の請求項に係る取消理由又は無効理由の判断とを区別して整理する必要がある[1]。

司法判断における明確性要件の規範的枠組みは、知財高判令和4年（行ケ）第10127号（セレコキシブ組成物事件）等によって示されている[1]。同判決は、明確性要件の趣旨について、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には権利者がどの範囲において独占権を有するのかに関して予測可能性を奪うなど第三者の利益が不当に害されるおそれがある点にあるとした上で、その充足性の判断は、特許請求の範囲の記載のみならず明細書及び図面を考慮し、出願当時の当業者の技術常識を基礎として、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるか否かという観点から行うのが相当であると判示している[1]。同事件では、訂正により追加された「セレコキシブ粒子が、ピンミルのような衝撃式ミルで粉砕されたものであり、」との構成について、「ピンミルのような衝撃式ミル」の範囲が明細書の記載や技術常識を考慮しても明らかでないと判断され、明確性要件違反を理由に審決が取り消された[1]。

現行の特許・実用新案審査基準（第II部第2章第3節）も同様の立場を採り、請求項に日本語として不適切な表現が存在する場合や、明細書等および技術常識を考慮しても発明が明確に特定されない類型を掲げている[1]。他方で、サブコンビネーションの発明において相手方の構成が詳細に規定されている場合について、知財高判平成24年（行ケ）第10312号（液体インク収納容器事件）は、組み合わされるプリンタ側の構成によって構成要件充足性が異なるとしても、請求項の記載から発明概念が特定される限り直ちに明確性を欠くとはいえないと判示している[1]。

2. 審査・審判実務における明確性要件の適用傾向

2.1 従来実務における要旨認定除外処理の基本構造

請求項中に、対象となる物や方法の構造、機能等を客観的に限定しない記載が含まれている場合、従来の審査・審判および裁判実務では、主に「要旨認定の問題」として処理することが定着していた[1]

。最高判平成3年3月8日（リパーゼ事件）の法理に基づき、知財高判令和3年（行ケ）第10056号（情報処理装置事件）をはじめとする一連の裁判例は、請求項中に記載された「他の装置」に関する事項が対象装置の構造や機能を何ら特定していない場合、当該事項を発明特定事項から除外して発明の要旨を認定する手法を是認してきた[1]。

この従来型処理の下では、非限定的な記載が含まれていても請求項自体が直ちに特許法36条6項2号違反とされることは少なく、争点は除外後の発明と引用発明との対比による新規性・進歩性の有無に集約されていた[1]。出願人は意見書等を通じて当該記載が自装置の構造・機能に与える技術的意味を釈明することで特許性を主張する余地が認められていた[1]。

2.2 2025年夏以降における運用の傾向

従来の要旨認定による処理が維持される一方、2025年（令和7年）夏頃以降の一部の審査・審判事例において、発明を特定しない文言について、従来の要旨認定による除外にとどまらず、特許法36条6項2号の明確性要件違反を指摘する事例が確認されるようになっている[1]。

これらの事例では、出願当初のクレーム文言であるか補正・訂正により追加された文言であるかを問わず、請求項に係る発明の構造・機能等を実質的に特定しない構成要素について、「明細書等を考慮しても当該事項によって発明がどのように特定されているのか明確に把握できない」ことや、「権利範囲が他装置の挙動等に左右されるような誤解を生み、第三者の予測可能性を奪う」ことなどを理由として明確性要件不備が指摘されている[1]。

審査基準には従来からサブコンビネーションクレームに関する不明確類型の規定（明確性要件4.2(2)）が置かれており、近時の実務傾向は、既存の判断枠組みに基づきながら、当該記載と対象発明との関係が把握できない事例に対して明確性要件を適用する場面が顕在化してきたものと位置付けられる[1]。

3. 明確性要件違反が指摘される主要類型の分析と実例

近時の特許庁実務において明確性要件の指摘がみられる対象は、「除くクレーム」「サブコンビネーションクレーム」「効果・目的・利用者属性等の付加」の各類型に整理される[1]。

3.1 除くクレームにおける明確性の判断

請求項に記載された事項の表現を残したまま一部の事項を除外する「除くクレーム」について、従来の審査基準（2.2）は、除かれる前の発明の範囲と除かれる範囲の双方が明確であれば明確性要件を満たすと整理していた[1]。これに対し、特許庁審査基準室が令和7年（2025年）4月に公表した「『除くクレーム』とする補正について」では、除く部分の解釈可能性に着目した留意点が示された[1]。同文書は、除く部分が請求項に係る発明の大きな部分を占める場合や多数にわたる場合には一の請求項から一の発明が明確に把握できなくなる点、ならびに除く部分が引用文献の表現を借用して記載されている場合には出願当初明細書に記載がないため明細書等からその意義を解釈できず、引用文献を確認しなければ特定内容を把握できない場合がある点を挙げ、明確性要件違反の拒絶理由が生じ得ることを指摘している[1]。

この判断枠組みが表れた事例として、特許第7525971号の訂正審判（訂正2025-390092号事件、令和7年10月17日起案訂正拒絶理由通知書）がある[1]。なお、本件は訂正審判請求が取り下げられており、本案審決はされていない[1]。以下は、訂正拒絶理由通知に示された合議体の見解を紹介するものである[1]。

同事件の請求項1は、「見守り者用端末を機能させるプログラム」の発明に対し、引用発明を回避する意図から末尾に「（ただし、…前記被見守り者用端末が携帯電話であるものを除く。）」との除くク

レームを追加する訂正を請求した[1]。特許庁審判合議体は、除外された事項が通信相手である被見守り者用端末の属性にすぎず、自装置たるプログラムの構造・機能を特定しないため特許請求の範囲の減縮に当たらないとした[1]。その上で、独立特許要件について、通信相手が携帯電話ではないとする事項によって見守り者用端末のプログラムの構造・機能がどのように特定されるのか不明確であるとし、特許法36条6項2号違反の訂正拒絶理由を通知した[1]。同様に、通信相手の端末属性（スマートフォン等）を除外した点について明確性要件違反の取消理由が通知された事例として、特許異議申立て事件（異議2026-700168、特許第7728622号請求項17）がある[1]。

さらに同特許第7525971号の請求項11では、通信相手の動作態様を除外した事例も生じている[1]。「サーバを機能させるプログラム」の発明に対し、通信相手である見守り者用端末への送信構成において「前記見守り者用端末（ただし、前記コメントと、地図と、を同一画面に表示させる見守り者用端末を除く。）に送信し」との除く部分を追加した事案である[1]。審判合議体は、通信相手が特定の画面表示を行わないという動作はサーバプログラムの構造・機能を特定しないと判断し、相手装置の非動作によって自装置プログラムの構造・機能がどのように特定されるのか不明確であるとして、独立特許要件としての明確性要件違反を通知した[1]。

3.2 サブコンビネーションクレームにおける他装置・他部材の規定

審査基準（明確性要件4.2(2)）は、明細書等の記載や技術常識を考慮しても、他のサブコンビネーションに関する事項によってサブコンビネーション発明が特定されているか否か、あるいはどのように特定されているのかを明確に把握できない場合、明確性要件違反を構成すると定めている[1]。近時の実務では、この規定の適用が目立っている[1]。

特許第7553163号の訂正審判（訂正2026-390051号事件、令和8年6月24日起案訂正拒絶理由通知書）の請求項11では、「見守り者用端末を機能させるプログラム」の発明において、「前記モニタリングシステムによって、…行動範囲が決定される」こと、および「被見守り者用端末のバッテリ残量を示す情報が…モニタリングシステムに送信され」ることが規定されていた[1]。合議体は、これらの他装置の動作が見守り者用端末を機能させるプログラムの構造・機能を何ら特定しないと認定した[1]。そして、かかる記載が存在することにより、あたかもプログラムの構造等を特定しているような誤解を生み、他装置の動作によって権利者が独占権を有すると認識される範囲が左右されるように解釈され、第三者の予測可能性を奪うとして特許法36条6項2号違反の拒絶理由を通知した[1]。同種の取消理由は、異議2026-700168および異議2026-700348（特許第7763556号）でも通知されている[1]。

また、拒絶査定不服審決のレベルでも判断が示されている[1]。不服2024-10363（セミクローズ家具事件、特願2023-14504号、令和7年12月9日審決）において、請求項1は「他の椅子状家具と組合わせて配置されるパネル状のセミクローズ家具」の発明であり、相手方である「他の椅子状家具」の構成や、着座者を一方向から遮蔽可能である旨の事項を規定していた[1]。審決は、他の椅子状家具に関する事項によって「セミクローズ家具」がどのように特定されているのか当業者が明確に把握できないとして特許法36条6項2号違反と判断した[1]。あわせて審決は、当該事項はセミクローズ家具の構造・機能を何ら特定しないため新規性・進歩性の判断において実質的な相違点とならないと判示し、明確性要件違反と要旨認定除外の双方を併用して請求不成立とした[1]。

さらに、不服2024-9413（ショベル用のプログラム事件、特願2022-195248号、令和7年6月24日審決）では、「多機能型携帯情報端末上で動作するプログラム」に対し、端末がショベルの運転席近傍の保持部に配置され、ショベルから受電し、レバーに設けられたスイッチの操作により機能する旨の補正がなされた[1]。審決は、設置環境や外部スイッチに関する事項がプログラムの機能と関連性を有しないとして減縮要件違反（特許法17条の2第5項2号）と判断したのみならず、プログラムがどのよう

に特定されているのか明確に把握できないとして独立特許要件としての明確性要件違反を認定し、補正を却下した[1]。
なお、従来から同型の判断枠組みを示した先例として、不服2003-23305（液体吐出記録装置及び液体収納容器事件、平成19年1月22日審決）が存在する[1]。同審決は、「液体収納容器」の発明において、記録装置本体側の光学素子との関係で定まる「拡散部として設けられ」との記載について、「本来的に液体収納容器を特定できない事項を記載したことによって、請求項の記載が著しく不明確となった」として特許法36条6項2号違反と判断していた[1]。

3.3 効果・目的・利用者属性等のクレーム記載

請求項に効果や目的を付加しても、具体的な設計上・構成上の差異を特定しない限り発明の構成を限定するものとは扱われないことは、知財高判令和7年（ネ）第10042号（締結金物事件）や知財高判令和3年（行ケ）第10090号（噴射製品および噴射方法事件）などの裁判例で示されている[1]。近時の一部の特許庁判断では、この構成非限定性が明確性要件の判断に結び付けられている[1]。
前掲の特許第7553163号の訂正審判（訂正2026-390051号事件）における請求項5では、「モニタリングシステム」の発明において、「前記被見守り者用端末のユーザは子供であり」「前記第1条件は、子供の第1生活パターンに対応して…」といった利用者属性および生活パターンの限定が付加されていた[1]。合議体は、通信相手のユーザが子供であるという点はモニタリングシステム自体の構造・機能を何ら特定しないと認定した[1]。その上で、同一構成のシステムであっても通信相手のユーザが子供であるか否かによって技術的範囲に含まれるかが左右されるような誤解を生み、第三者の予測可能性を奪うとして特許法36条6項2号違反の訂正拒絶理由を通知した[1]。
化学・材料分野においても、目的や効果に関する記載の技術的意味が明らかでない場合には明確性の問題が生じ得る[1]。例えば、組成物クレームにおいて成分や配合比を特定せず、「所期の耐候性を向上させるための」といった効果・目的のみを付記した場合、当該記載が組成物の構造・性質をどのように特定するのかが不明であるとして明確性要件が問題となる可能性がある[1]。ただし、これらは想定される問題意識としての議論であり、具体的な審査・審判事例により確認された傾向とは区別して理解する必要がある[1]。

4. 審査基準専門委員会ワーキンググループにおける審議経緯と制度運用の背景

除くクレームの利用増加に伴う第三者の権利範囲予測可能性の確保や適切な審査の実現に向け、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会のもとに設置された審査基準専門委員会ワーキンググループにおいて審議が行われた[3]。

年月	審議機関・公表主体	審議事項および改訂内容	実務上の位置付け
令和7年（2025年）4月	特許庁 調整課審査基準室	「『除くクレーム』とする補正について」の公表[1]	進歩性、新規事項追加、明確性の観点から、除くクレームとする補正に関する審査の留意点を周知[3]。

令和7年（2025年）11月17日	第18回 審査基準専門委員会ワーキンググループ	「除くクレーム」とする補正の審査の考え方に関する審議（資料3）[1]	明確性要件については審査基準本文を改訂しないことを確認。新規事項追加の審査基準の明確化、ならびに進歩性・新規事項追加・明確性に関する審査ハンドブックの説明・事例の検討に着手[1]。
令和8年（2026年）3月18日	第19回 審査基準専門委員会ワーキンググループ	審査基準改訂案（新規事項の追加および進歩性）の審議・了承[1]	新規事項の追加および進歩性に関する審査基準改訂案を審議し、了承[1]。
令和8年（2026年）4月～5月	特許庁	改訂審査基準案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施[1]	制度ユーザーからの意見を募集[1]。
令和8年（2026年）6月25日	特許庁	改訂後の「特許・実用新案審査基準」および「特許・実用新案審査ハンドブック」の公表[1]	新規事項追加・進歩性の改訂基準、および除くクレームに関する具体的事例等を盛り込んだ改訂ハンドブックを公表[1]。
令和8年（2026年）7月1日	特許庁	改訂審査基準の適用および改訂審査ハンドブックの利用開始[1]	改訂審査基準が適用され、改訂審査ハンドブックが審査実務に利用される[1]。明確性については本文改訂ではなくハンドブックの説明・事例追加を通じた取扱いの明確化として整理される[1]。

明確性要件に関しては審査基準本文（第II部第2章第3節）の文言改訂は行われておらず、審査ハンドブックにおける説明や事例の追加を通じて取扱いの明確化が図られている[1]。

5. 従来型の要旨認定除外と明確性要件違反による処理の構

造的差異

従来型の要旨認定除外処理と、明確性要件違反による処理との差異は、手続的帰結および対応方針に相違をもたらす[1]。

比較項目	従来型処理（要旨認定からの除外）	特許庁の新傾向（明確性要件違反）
法的構成	要旨認定の問題（最判平3.3.8、知財高判令3.10056）[1]	記載要件（特許法36条6項2号・明確性要件）の問題[1]
審査・審判の帰結	当該記載を除外した発明を対象として新規性・進歩性を判断[1]	請求項自体の記載不備として拒絶理由通知・補正却下・訂正拒絶の対象となる[1]
出願人・特許権者の対応	意見書において当該記載が有する技術的意味を釈明し、限定としての考慮を主張可能[1]	技術的意味の説明に加え、必要に応じて文言の削除又は構造・機能等を明確にする補正・訂正を検討[1]
権利化後（訂正）の制約	発明特定事項から除外されるため、当該記載に関する訂正を要しない[1]	訂正目的要件、新規事項追加禁止、実質的拡張・変更禁止に加え、手続・請求項に応じ独立特許要件の制約を受ける[1]
侵害訴訟への現れ方	被告側の無効論は新規性・進歩性欠如が中心[1]	被告側の無効論に明確性要件違反が加わり、特許権者の技術的範囲の解釈との整合が問題となり得る[1]

要旨認定除外処理の場合、請求項中に非限定的な記載が含まれていても、除外後の構成が引用発明に対して進歩性を有していれば特許査定を受けることが可能であった[1]。

これに対し、明確性要件違反が指摘された場合には、まず明細書等の記載及び技術常識に基づき、当該事項が対象発明をどのように特定するかを説明して拒絶理由を争うことが考えられる[1]。その説明によって不明確性を解消できない場合には、文言の削除又は構造・機能等を明確にする補正・訂正を検討する必要が生じる[1]。

権利化後の訂正審判や特許異議申立てにおいて、東京高判平成16年（行ケ）第427号（室温硬化性組成物事件）は、同一請求項内に複数の訂正事項がある場合、単なる目的・効果の付加であっても他の限定とあわせて請求項全体として減縮目的を満たすと評価し得る余地を認めていた[1]。しかし、特許庁が当該文言そのものを捉えて独立特許要件（特許法126条7項等）としての明確性を欠くと判断する場合、請求項全体が減縮に当たるかどうかにかかわらず訂正が認められない結果となり得る

[1]。

6. 権利行使局面への波及と特許権者のジレンマ

特許庁における明確性要件の積極的適用傾向は、侵害訴訟の主張構成にも影響する可能性がある[1]。

従前の運用の下で登録された既存の特許権（IT、通信、システム関連発明等）には、他装置の動作や通信相手の属性、あるいは除くクレームを含む請求項が存在し得る[1]。侵害訴訟において、被告側は特許法104条の3に基づく特許無効の抗弁として、従来の新規性・進歩性欠如に加え、特許法36条6項2号違反（同法123条1項4号）を主張することを検討し得る[1]。特許庁における拒絶査定不服審決や訂正拒絶理由通知等の判断例は、無効論を組み立てる際の参考資料となり得る[1]。

この状況は、特許権者側の技術的範囲の主張と無効論の回避において整合性の配慮を要する要因となる[1]。特許権者が侵害を立証するために「当該文言は非限定事項にすぎず、被告製品がこれに対応する構成を備えていなくても技術的範囲に属する」と主張した場合、当該文言が自装置の構造・機能を特定していないことを自認することにつながり、被告の明確性要件違反の抗弁に有利に働くおそれがある[1]。

反対に、特許権者が明確性要件違反を回避するために「当該文言は自装置の内部処理やインターフェースを厳格に限定する発明特定事項である」と主張した場合、被告製品がその限定を備えていないときには、非充足の問題が生じ得る[1]。

もっとも、裁判所は情報処理装置事件等において、発明を特定しない文言を要旨認定から除外する手法を是認しており、当該文言の存在自体を理由として直ちに特許法36条6項2号違反とする判断を確立させているわけではない[1]。従来の「非限定＝権利範囲が広い」という整理と「非限定＝不明確」とする解釈には議論があり、司法が特許庁の厳格な運用姿勢をどの範囲で追認するかについては、今後の裁判例の蓄積を注視する必要がある[1]。

7. 実務的対応戦略とクレームドラフティング・中間処理の指針

7.1 クレームドラフティングにおける構成要件の表現手法

他装置との関係を記載すること自体が一律に禁止されるわけではないが、その関係が対象発明の構造・機能等を明確に特定していない場合、明確性の疑義を持たれやすい[1]。したがって出願段階では、他装置の動作、通信相手の属性、利用者の属性、作用効果といった外部的要素を単独で記載することを避け、権利化の対象である物や方法がどのような構造、入力条件、判定論理、出力データ形式を備えているかという客観的な技術的事項として記述することが望まれる[1]。

以下はドラフティングの方向性を示す模式例であり、元の記載と同一の技術的範囲を表すことや、個別事案において補正・訂正が許容されることを保証するものではない。当初開示、補正・訂正の目的要件、新規事項追加及び実質的拡張・変更の有無を個別に検討する必要がある。

留意すべき記載類型	想定される問題点	書換えの方向性（模式例）
他装置属性の除外 「通信相手である車両が商用車でない」[1]	他装置の属性を除外しているのみで、自装置（プログラム等）の構造・機能を特定しないと判断されるおそれ[1]。	「前記プログラムは、前記通信相手から受信する車両種別情報が商用車を示す場合には所定処理を実行せず、

		商用車以外を示す場合に当該処理を実行する」[1]
他装置動作の除外 「車載端末が地図と渋滞情報を同一画面に表示しない」[1]	他装置の表示態様を除外しているのみで、自装置のデータ生成処理を特定しないと判断されるおそれ[1]。	「前記スマートフォンは、地図情報と渋滞情報とを同一画面表示用の単一表示データとして生成せず、別画面表示用の個別データとして生成する」[1]
利用者属性の限定 「運転者が初心者である」[1]	利用者属性は使用環境にすぎず、システムの物理的・機能的構成を限定しないと判断されるおそれ[1]。	「前記システムは、運転歴情報が所定値以下である場合に、所定の車間距離条件を選択する判定部を備える」[1]
目的・効果の付加 「耐力を向上させるため」[1]	作用効果の表明にとどまり、具体的な構成上の差異を客観的に特定しないと判断されるおそれ[1]。	「前記枝状部は、所定幅、所定長さ及び所定間隔を有し、所定荷重時に塑性変形する形状を備える」[1]
引例文言借用の除くクレーム 「引用文献1記載の装置を除く」[1]	引用文献を確認しない限り除外範囲を客観的に把握できないと判断されるおそれ[1]。	「前記装置は、要素A、要素B及び要素Cを同時に備える態様を含まない」[1]

出願当初明細書を作成する際には、入力信号の種別、通信プロトコル、制御パラメータの具体的数値範囲、適用外となる条件などの技術的代替案を記載しておくことが重要である[1]。当初明細書に客観的な技術的根拠が存在しなければ、中間処理において構造・機能に還元した補正を行うこと自体が新規事項追加（特許法17条の2第3項）として拒絶される原因となる[1]。

7.2 中間処理（補正および意見書対応）の指針

審査段階において明確性要件違反の拒絶理由通知を受けた場合、除くクレームとする補正については、引用文献の表現を用いて除外範囲を記載する場合であっても、その表現が請求項、明細書等及び技術常識から明確に理解できるかを確認する必要がある[1]。また、当初開示との関係で新たな技術的事項を導入しないかを慎重に検討しなければならない[1]。令和8年7月改訂審査基準の運用を踏まえ、当該補正によって技術的思想が変化していないことや、補正前から進歩性を有していたこと等を意見書等で論証することが求められる[1]。

サブコンビネーションクレームや他装置の記載について明確性不備を指摘された場合、出願人は意見書において、当該他装置の挙動が自装置における入力データ、処理トリガー、通信シーケンス、あるいは制御アルゴリズムの分岐条件をどのように規定しているかを具体的に説明し、反論を試みることが推奨される[1]。

7.3 権利化後の訂正審判および侵害訴訟における戦略

権利化後の訂正手続において、明確性要件違反の指摘を回避するために非限定文言を単純に削

除する訂正を行うことには慎重であるべきである[1]。特許庁から構造・機能を特定しないと判断された記載であっても、裁判所が事後的に「当該文言は特定の処理手順を限定する技術的意義を有していた」と認定した場合、文言の削除は特許請求の範囲の実質的な拡張・変更（特許法126条6項等）と判断されるリスクを伴う[1]。したがって、訂正にあたっては単純削除のみに頼るのではなく、当初明細書の開示に基づき自装置の入出力条件や処理手順として文言を明確に限定化する訂正構成を検討することが望ましい[1]。
侵害訴訟の局面においては、特許権者は非限定事項であることを理由とする文言充足の主張を安易に展開すると明確性要件違反の無効抗弁を誘発し得るため、被告物件が自装置の内部処理やインターフェースとして当該構成を実質的に充足している旨の立証構成を整理しておくことが求められる[1]。

8. 総括

近時の特許庁の審査・審判事例には、請求項中の他装置に関する記載、除くクレーム、利用者属性等について、対象発明をどのように特定するかが明確でないことなどを理由として、明確性要件違反を指摘する例がみられる[1]。
ただし、従来の要旨認定による処理が一律に廃止されたわけではなく、非限定的な記載があることのみをもって、直ちに明確性要件違反となるものではない[1]。また、拒絶理由通知等に示された見解と、確定した審決・裁判所の判断とは区別して評価する必要がある[1]。
実務上は、各記載が対象発明の構造・機能等の特定に持つ意味を、明細書等及び技術常識に基づいて説明できるかを確認し、その上で、必要に応じて補正・訂正を検討し、当初開示との整合性、各手続の要件及び権利行使時の立証可能性を検証することが重要である[1]。

引用文献

1. 近時の特許庁審査・審判実務にみる明確性要件の積極的適用 _ 知財実務情報Lab.pdf
2. 近時の特許庁審査・審判実務にみる 明確性要件の積極的適用, https://www.jiii.or.jp/chizai-members/contents26/202609/202609_4.pdf
3. 除くクレームをめぐる近時の動向と実務への示唆, https://www.patent.gr.jp/articles/p5324/
4. 「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁, https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/nozoku.html
5. 「除くクレーム」についての特許・実用新案審査基準の改訂（令和, https://www.ip-bengoshi.com/archives/8719
6. 特許庁による「除くクレーム」とする補正についての留意点掲載 の, https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/2f1f9524c42e155b9c68.pdf
7. 「除くクレーム」審査基準改訂案の事例（第19回 ... - そーとく日記, https://thinkpat.seesaa.net/article/520284360.html
8. 2026年7月・審査基準改訂「除くクレーム」の解説, https://ip-crew.com/blog/2026/07/01/01312/